



(公財) 国際宗教研究所 宗教情報リサーチセンター

「ラク便利」 研究ノート

→他の論文・研究ノート・小特集のバックナンバーは[こちら](#)をご覧ください。

*印刷してご利用の際は2頁目以降を印刷して下さい。

研究ノート

オウム大量処刑にはたらいた国家意志

藤田庄市

はじめに

オウム真理教事件の死刑囚13人の刑執行が7月6日に7人、同26日に6人と、一挙に行われた。高橋克也被告の無期懲役刑確定（最高裁2018年1月25日付）によるオウム裁判終結（『ラク便り』78号24～25頁）からほぼ半年。法に準じて処刑が行われ、国家の強い意志がまざまざと示された。2012年に高橋克也が逮捕されたため、彼の刑確定まで処刑は話題にのぼらなかったが、じつは高橋逮捕前、すでに死刑囚の刑確定後数ヶ月のうちに高等検察庁検事長から法務大臣に死刑執行の「上申」が出されていたのだった（毎日・東京9/7）。死刑執行を速やかに行うことは既定の路線であった。

その国家意志はどこから来たのか。

今年に入り、3月の死刑囚7人の移送から刑執行とその後の報道において、少数ではあるが事件当時の警察・検察トップクラスの人物がオウム真理教事件について語っている。本稿は、事件に対処した権力中枢の直接関係者のインタビュー記事を中心としてその言説を手がかりに、大量処刑をなさしめた国家意志の一端を探ろうというものである。同時に裁判官、弁護人の意見を付加する。

1、事件前 — 「宗教団体と信教の自由」タブー視と警察の管轄権

まず警察はオウムをどうみていたのだろうか。1995年、オウム事件の捜査を警視総監として指揮した井上幸彦氏はこう語る。

「当時、宗教団体への捜査はタブーでした。彼らは信教の自由を隠れみのにして、水面下で事件を次々起こしていた。警察がオウムの危険性について兆候をつかみきれなかったのは確かです」⁽¹⁾。

やはり警視総監を2010年から務めた池田克彦氏（当時、大阪府警警備部長）は、「教団は各地でトラブルを起こし、警察としても『怪しい宗教団体』という認識はあったが、大規模テロを起こす能力があるとは思っていなかった」という。

「宗教団体という看板に尻込みし、教団に対するインテリジェンス（情報）が欠け、危機感を持つことができなかった」「サリンがテロに使われることも想定していなかった。爆弾や銃器などには神経をとがらせていたが、化学兵器を現実的な脅威とはとらえていなかった」⁽²⁾。

オウム事件のさなかに狙撃（未解決、時効）された警察庁長官だった国松孝次氏は「反省すべきところはあるだろう。宗教団体なので慎重になり過ぎた面があったかもしれない。管轄権が足かせになり、全国警察が一体となって捜査する体制が組めなかった」と語り、事件の遺族や被害者には「ただただ申し訳なかったと言う以外にない」とインタビューに答えている⁽³⁾。

靖国問題や津地鎮祭裁判のように国家と宗教をめぐる信教の自由については相当な社会的議論が積み重ねられていたが、人々の日常を脅かす宗教に対する「信教の自由」について

社会は意識していなかった。そうした旧来の「信教の自由」論が、警察にも危機感ひいては情報収集を鈍らせ、オウムに対する正確な判断を阻んでいたことがわかる。どころか、警察にとって宗教団体はタブー（井上幸彦氏）だったのである。そのため、宗教団体ゆえにオウムは警察の目から免れていたことがはっきり語られている。このことは検察も同様であった。1994年～96年に東京地検次席検事時代、オウム真理教事件の捜査を指揮した甲斐中辰夫氏（元最高裁判事）も語る。

「事件当時、捜査機関やメディアは、教団の不審点に気づきながら、『宗教弾圧』との批判を懸念し、教団を十分に追及できなかった。被害拡大を防げなかった一つの要因だ」。そして、特定分野（宗教団体）を「タブー視する危うさも教訓としなければならない」と強調する⁽⁴⁾。

他方、大捜査直前まで警視庁捜査1課長だった金子和夫氏は松本サリン事件（1994年6月）後に「ひそかに」サリンからオウムへと調査を進めた。「ひそかに」の理由は、「東京都内でオウムによる事件はなく、オウムの情報もない。管轄権の問題で警視庁が横から捜査することはできなかった」と語る⁽⁵⁾。

だが、忘れてはならないことがある。現実にはオウムに対峙していた人々の認識だ。山梨県上九一色村富士ヶ嶺（当時）の住民やオウム真理教被害者の会（当時、現家族の会）、坂本弁護士一家の救出に携わっていた弁護士らは、教団の危険な具体的事実や法律違反を提示して、何年間も警察や行政機関に対策を訴えていたのである。家族の会の永岡弘行会長が「だから言ったじゃないですか」と事件後に集会で涙ながらに発言しているのを幾度か筆者は目撃した。家族の会会員には元死刑囚の親がいる。

なお、現在も社会的議論のある宗教団体が「信教の自由」を盾に、自らの活動の正当性を主張している事実があることも忘れてはならない。

2、国家転覆を図った最大級の組織犯罪

地下鉄サリン事件後、オウム真理教に対する大捜査が開始された。検察はオウムと事件をどうとらえたか。

「一連の事件は戦後最大級の組織犯罪だった。それ以前の事件と比べると被害規模が格段に大きく、一般市民が無差別に狙われたという特徴があり、社会に与えた恐怖と衝撃は甚大だった」「戦後、宗教団体が国家の転覆を図った事件はオウム真理教によるものをおいてほかにない」（甲斐中辰夫氏）。

元検事総長の但木敬一氏も「国家転覆」を指摘する。

「オウム真理教による一連の事件は、実現性の程度はともかくとして、国家転覆を狙うという前代未聞の無差別殺人だった。平和なはずの日本で、誰も想定していなかった犯罪だった」⁽⁶⁾。

検察中枢がオウム真理教事件をいかに深刻にとらえていたかがわかる。こうした認識は捜査現場の集約から形成されていった。当時、東京地検刑事部副部長として地検の捜査現場を指揮した神垣清水氏のインタビューをベースにした共同通信の記事によれば、通常の事件とは異なる捜査が求められていた⁽⁷⁾。

「（捜査の）最優先の使命は、大型連休を控え、次なる凶悪事件を絶対に起こさせないこと。そのために一刻も早く教団幹部を『一網打尽』にする必要に迫られていたのだ」。なぜなら一般犯罪であれば犯行後、犯人は逃げるのが普通である。ところがオウムは3月20日の地下鉄サリン事件、22日の大捜査開始後、大型連休中に新宿駅青酸ガス事件（失敗、未遂）を起こし、

松本智津夫（教祖麻原彰晃。以下、地の文では麻原彰晃）元死刑囚が逮捕された5月16日のその日、都庁爆発物郵送事件（重傷者1名）を起こした。権力に刃向い、無差別に市民を狙ったのである。甲斐中氏のいう「恐怖と衝撃」は捜査関係者の実感でもあった。

吉永祐介検事総長（当時。故人）は「あらゆる法令を適用せよ」と指示した。なぜなら当時、組織的な犯罪や、薬物（サリン）を製造・所持しただけで取り締まる体系的な法律はなかった。つまり法律上、サリン製造や所持は犯罪にならず、逮捕はできなかった。そのため「あらゆる法令を」動員せざるを得なかったのである。

「体系的な法律」がなかったというのは一般的には理解しづらいが、オウムの犯罪は都道府県を越えた「組織的な犯罪」であり、そのために前節の金子和夫氏が調査を「ひそかに」始めねばならなかったという警察の「管轄権」の問題につながる。国松孝次元警察庁長官の言うように「管轄権が足かせになり、全国警察が一体となって捜査する体制が組めなかった」。すなわち、サリン製造・所持とあわせ、当時の法体系ではオウムの犯罪に対応不能だったという認識である。

ゆえに、「捜査は自然と『違法、脱法に近いものの連続』に向かう。『まさに戦時体制と言ってもいい。とにかく捕まえ、裁判所に判断してもらおう。そうでなければ国民の安全は守れなかった』。批判を浴びかねない手法だが、むしろ国民は支持してくれるという確信があった」。

実際、捜査は「オウム狩り」（神垣氏）の様相を呈した。神垣氏は「戦時体制」と表現したが、じつはオウムの側も「今は国家権力とオウム真理教の戦争です」と明言していた⁽⁸⁾。神垣氏の状況認識は大きさではなく的確だったのである。

神垣氏は「検察は知恵を出せ、警察は汗をかけ」とげきを飛ばし、逮捕者が続出した。しかし、信者は供述すれば地獄へ墮ちるといふ信仰呪縛の強さにより「聴取拒否・黙秘」の態度をとった。「供述が得られず、心身を病んだ検事も」いたという。

甲斐中氏はその信仰呪縛を「忠誠心」と世俗の言葉で言い表し、こう分析する。

「いったん入った信者に対しては薬物を使用したり監禁したりして判断力を失わせ、教義を盲信させる仕掛けを凝らし、信者間の出世競争をあおる階級制や省庁制を設けて教祖・松本智津夫元死刑囚に対する忠誠心を高めた。これらの仕組みが教祖の指示を絶対視し、殺人を命じられても疑念を抱かない信者と豊富な資金力を生み、化学兵器によるテロにつながってしまった」。

検察は「それでもかすかな自白と証拠を積み上げ次々と起訴に持ち込んだ。『宗教の仮面をかぶった組織を、いかに「常識の世界」に持ってくるか』。宗教的な動機は二の次。神垣らは犯罪を外形的に立証することに専念したのだ」。

付言すれば「常識の世界」すなわち「世俗の論理」は、裁判開始後、オウム被告人たちのおおよその弁護団にも共通した意識だった。麻原法廷は結果的に一審しか開かれなかったのであるが、その一審麻原被告国選弁護団長だった弁護士の渡辺脩氏は、麻原法廷の初公判（1996年4月24日）後、次のように語っていた。

「弁護人の仕事は刑事裁判をきちんと進めることです。起訴されている被告の行為が成立するのか、なぜそうなったのかを解明することが刑事裁判の主題で、オウムだからといって特別視して押し通してしまうと、そういう事実自体も解明できなくなる」と原則を述べ、こう続けた。

「それを越える宗教や教育の問題は裁判外で多角的に検討すべきでしょう」⁽⁹⁾。

なお、甲斐中辰夫氏が捜査や裁判を通じて感じた麻原彰晃元死刑囚像をつけ加えよう。「（麻

原は)一つは自らを神と妄想し、人々を『救済』するために事件を起こしたと本気で考えていた。もう一つは、弟子たちの犠牲を気にも留めない自分勝手な男だったということだ。

社会に広く漂った麻原彰晃インチキ論とは正反対に、検察トップは麻原彰晃を、救済のために「本気で」人々を「救済」するために無差別殺人に及んだととらえていたのである。

3、麻原説法を突破口に取り調べ

逮捕者を起訴に持ち込んだものの、甲斐中辰夫氏によれば当初、「『松本死刑囚らが信者にどう殺人を正当化したのか』という謎を解くてがかりは見えなかった」という。

他方、弁護団長の渡辺脩氏はこうも語っていた。「(井上嘉浩元死刑囚の調書によるとオウムでは)“空想的な話をなんとか実現したいということが多かった”つまり、教団の妄想とざれ事の世界については、広瀬証人、井上証人への反対尋問のなかで如実に示されているわけです」⁽¹⁰⁾。結局、一審弁護団は麻原元死刑囚のわずかな法廷供述による弟子暴走論に立つて無罪を主張し、敗訴した。

だが検察は違っていた。甲斐中辰夫氏の述懐は興味深い。検察は殺人正当化の謎をどう解いたか。その突破口はテレビで偶然見た麻原彰晃元死刑囚の説法映像だった。麻原元死刑囚は、彼の指示であれば悪業を積む者を殺すこと(ポア)すらも被害者の救済となり、一方、手を下す信者にとっては修行であり功德になるという独自の教義である「タントラ・ヴァジラヤーナ」を説いていた。

「これに着目して説法の音源や教本を改めて分析し、取調官がこの考え方を頭に入れて取り調べに臨むと信者らは少しずつ自白を始め、次第に松本死刑囚を頂点とする犯罪組織の全容が見えていった」。

麻原元死刑囚の宗教教義を取調官が頭に入れて取り調べたというのは注目すべきだろう。筆者の記憶を記す。死刑確定前の広瀬健一元死刑囚に面会を続けていたころのことである。広瀬死刑囚が「オウムの教義と犯行の結びつきをよく知っているのは検事です。彼らは取調べや公判前の証人テストで時間に制約なく聴取できるのでくわしく知っている」という趣旨の話をしたことがある⁽¹¹⁾。

ただし、検察がオウムの教義を踏まえたといっても、裁判自体の枠組みが世俗の論理から出ることはあり得ない。オウム諸法廷において事件の宗教的動機が公判の舞台に上がることは例外的であった。

とはいえ、甲斐中辰夫氏の述懐は、言外に宗教、信仰を事件の根本動機とみていることが滲み出てはいないだろうか。ここで思い出すのは新実智光元死刑囚の弁護団の主張である。裁判において新実被告側は検察側の起訴事実つまり事件の外形的事実を認めたとうえで、事件は「宗教に基づく犯罪」であり、内実として内乱罪が成立する、ゆえに死刑は首謀者だけに適用されるので被告の死刑は不当と主張した。弁護側はその主張を立証すべく法廷では事件の宗教的動機が被告本人から詳細に語られた。だが、一審判決は「如何に言葉を尽くして宗教的潤色を施そうとも」と宗教性を一蹴し、犯行が自分の教団内の地位を守ったり、他の信者に対する優越感を満たすためなどの世俗的欲望により動機付けられたものであると断罪し、内乱罪適用は退けられ、死刑が宣告された⁽¹²⁾。

日本は近代世俗国家であり、法の大前提には近代的人間観すなわち自立した理性的個人が想定されている。裁判は「世俗の論理」を徹底的に貫かざるを得ないのである。

繰り返すが、検察はオウム事件を「国家転覆を狙うという前代未聞の無差別殺人」を実行した「最大級の組織犯罪」ととらえた。ゆえに、地下鉄サリン事件の実行犯、横山真人元死刑囚が一人も殺していないにもかかわらず、組織犯罪を構成する一人として死刑を求め、裁判所もそれを認めた。井上嘉浩元死刑囚の一審の無期懲役判決も二審ではひっくり返し死刑判決を得た。

究極的に、国家＝権力はオウムの正体が自分を滅ぼすべく攻撃を仕掛けてきた敵対的存在であることを、冷徹に見抜いたのである。結果、オウム死刑囚13人中10人が再審請求中であろうと、事件の教訓を深く得るため弟子12人にもっと語らせようとの死刑中止要請署名が提出されようと、国家はその意志を貫徹すべく速やかかつ一挙に大量処刑を実行したのである。オウム真理教については二十数年にわたり数多の論評意見が群れをなしてきたが、死刑囚移送後から処刑前後において、もはや多方面にわたる論議は起こらなかった。

4、元弁護人、元裁判官は

オウム裁判の弁護人や裁判官の語る記事は警察・検察にくらべほとんど見当たらなかった。そのなかから発言の一部を紹介する。処刑後、渡辺脩弁護士は、見出しに「審理尽くされず」とある記事でこう語る。

「信者の90%以上が事件とは無関係にもかかわらず、検察はオウム真理教の組織自体を『犯罪者集団』と決めつけてしまいました。さらに裁判で実行行為を指示していた村井秀夫元幹部(1995年に刺殺)に関係する証拠を排除しました。この2点が原因で『どうして宗教団体であるような殺人事件が起きたのか』という経緯も理由もわからなくなりました。検察の責任ではありますが、そのまま認めた裁判所の責任も重大です」「松本元死刑囚が村井元幹部に指示をしていたという証拠は皆無でした。今回の死刑執行に強い憤りを覚えます」⁽¹³⁾。

教団幹部ら17人の裁判を東京地裁の裁判長として担当した三上英昭氏は、判決後の説論で積極的に被告に声をかけた人物だった。彼らについてこう言う。

「何が自分や家族、社会のためになるのか、といった判断を教団に預け、自ら考えることを放棄しているように見えた。経歴や能力はそれぞれ違うが、根からの悪人はほとんどいなかった。どちらかといえば、まじめで純真。だからこそ、いったん信じると突っ走ってしまったのだと思う。

三上氏は、裁判のただなかであって、軍隊経験のある先輩裁判官による集団内での理性喪失についての意見を思い出したという。

「日本人は組織の論理に引き込まれがち。自分で考え、批判的に物事を見て、行動するようにここがけていなければ、だれでも同じ状況に陥る危険性がある。オウム事件や今の社会にも通じると思う。けっして過去の事件ではない」⁽¹⁴⁾。

おわりに

以上、警察、検察の事件のとらえ方を中心にみてきた。裁判は検察の枠組みのなかで基本的に進み、報道され、それがすべてと言っていいほど社会のオウム真理教事件の見方を規定した。そうした報道ぶりを続けてきたにもかかわらず、死刑執行を報じる新聞の大見出しには次のようなものが見られた。<教祖語らぬまま「区切り」残る無念>(朝日・東京7/7)、<オウム 闇深き「終結」><「真実わからなくなった」松本サリン被害の河野さん>(日経・東京7/7)、<オウム真相 闇残し>(東京・東京7/7)。こうした見方に対し、甲斐中辰夫氏は

次のように反論する。

「松本元死刑囚が刑事裁判を通じて自らの犯行を一切語らなかったことから『真相は解明されなかった』という意見があるが、それは違うと思う。実行犯とされた教団元幹部の供述や教団施設に残された物証などから、松本元死刑囚を頂点とする教団の指揮系統、松本元死刑囚の妄想に基づく犯行動機や犯罪に至った経過、修行の内容などはおおむね解明できたし、松本元死刑囚らの刑事裁判で事実として認定されている」。

また、オウム諸法廷を最初から傍聴してきたジャーナリストや、オウム問題とかかわってきた弁護士からも「真相が明らかでない」という意見に対しインターネット上を中心に批判、反論が加えられた⁽¹⁵⁾。

それでは、オウム真理教事件は歴史的社会的背景をふくめトータルに解明されたといえるのだろうか。

作家の高村薫氏は7人の処刑直後に、「精神世界 無関心な私たち オウム事件 言葉にする努力を放棄」(見出し)と論じた。裁判に関する部分を引用する。

「裁判では、宗教教義と犯罪行為の関係性は慎重に排除され、一連の事件はあくまで一般の刑法犯として扱われたが、その結果、神仏や教祖への帰依が反社会的行為に結びつく過程は見えなくなり、宗教という側面は手つかずで残された。しかしながら、どんなに異様でも、オウム真理教は紛れもなく宗教である」と、その宗教性を正面から指摘し、こう続ける。

「それがたまたま俗世の事情で犯罪集団と化したのか、それとも教義と信仰に導かれた宗教の犯罪だったのかは、まさにオウム事件の核心部分であったのに、司法も国民もそこを迂回してしまったのである」⁽¹⁶⁾。

裁判とそこから発する諸情報は事件の核心部分を迂回していた、と高村氏は論じる。

オウム事件の宗教性について「裁判外で多角的に解明すべき」とのかつての渡辺脩氏の意見は社会的合意とはならなかった。司法とは別に、国会が調査委員会を設けることもなく、行政レベルでの総合的な調査機関もつくられず、アカデミズム組織における網羅的な調査研究もなされなかった。であれば、事件の核心部分の解明はこれからということになる。

オウム事件は歴史となった。永久保存される裁判記録(朝日・東京・夕8/3ほか)をはじめ、警察や検察の調書および証拠類のすべて、死刑囚たちの手記、遺品などの資料を収集し、無期懲役囚や元信者の聞き取りを行い、調査分析を行う時代となる。アレフなどの「後継団体」の正当な調査も必要である。2・26事件しかり、アジア太平洋戦争の諸側面しかり、歴史的な大事象が繰り返し調査され新しい知見を見出してきたように、オウム真理教事件の、とりわけ学術的な調査解明が必要な時代となった自覚が求められる。

注

- (1) 毎日新聞東京本社版 2018年7月13日朝刊。
- (2) 読売新聞東京本社版 2018年7月7日朝刊。
- (3) 朝日新聞東京本社版 2018年10月28日朝刊。
- (4) 読売新聞東京本社版 2018年7月27日朝刊。文中、すべての甲斐中辰夫氏の言説は同記事による。
- (5) 朝日新聞東京本社版 2018年10月28日朝刊。
- (6) 読売新聞東京本社版 2018年7月7日朝刊。
- (7) 引用は高知新聞 2018年3月21日朝刊。

- (8) 藤田庄市『オウム真理教事件』(朝日新聞社、1995年。189頁)。なお、この書は事件直後の5月に刊行されたものである。
- (9) 東京新聞1996年5月8日朝刊。
- (10) 女性セブン1996年12月5日。
- (11) 広瀬健一元死刑囚が2008年に執筆し、インターネットで公開した手記 (<http://religion.sakura.ne.jp/religion/aum/hirose.pdf>) の39～41頁に検事がタントラ・ヴァジラヤーナの教義にもとづいて広瀬元死刑囚を追及している様子が調書から引用されている。
- (12) 藤田庄市『宗教事件の内側 精神を呪縛される人びと』(岩波書店、2008年。181～260頁)。宗教的動機については早川紀代秀元死刑囚もまた法廷で強く主張した(藤田庄市『カルト宗教事件の深層 スピリチュアル・アビュースの論理』春秋社、2016年。138～155頁)。
- (13) 毎日新聞東京本社版7月12日朝刊。
- (14) 朝日新聞東京本社版3月19日朝刊。
- (15) 「真相が明らかでない」という意見に対する批判・反論と諸判決・資料は滝本太郎弁護士のプロブログ (<https://sky.ap.teacup.com/takitaro/>) に集約されている。
- (16) 朝日新聞東京本社版8月10日朝刊。

参考文献

井上順孝責任編集『情報時代のオウム真理教』(春秋社、2011年)

井上順孝責任編集『<オウム真理教>を検証する そのウチとソトの境界線』(春秋社、2015年)。なお、同書所収の藤田庄市「麻原言説の解説」は本文三節「麻原説法を突破口に取調べ」の直接参考になる。

